

○近畿地方整備局告示第59号

土地収用法（昭和26年法律第219号。以下「法」という。）第20条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第26条第1項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の全部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第33条の規定に基づきあわせて告示する。

平成24年 3月 7日

近畿地方整備局長 上総 周平

第1 起業者の名称 和歌山県

第2 事業の種類 県道<sup>かみとんだ</sup>上富田すさみ線改築工事（和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同町江住字カンジャ地内まで）及びこれに伴う町道付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山<sup>わかやま</sup>県西牟婁<sup>にしむろ</sup>郡すさみ<sup>えすみ</sup>町江住<sup>いしぎよう</sup>字石<sup>まるしま</sup>行、字丸嶋及び字カンジャ地内

2 使用の部分 和歌山<sup>わかやま</sup>県西牟婁<sup>にしむろ</sup>郡すさみ<sup>えすみ</sup>町江住<sup>いしぎよう</sup>字石<sup>まるしま</sup>行、字丸嶋及び字カンジャ地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件を全て充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行地内から同

町江住字上ミ平見地内までの延長1,340mの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「県道上富田すさみ線改築工事及びこれに伴う町道付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「県道上富田すさみ線改築工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、また、本体事業の施行により遮断される町道の従来機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

## 2 法第20条第2号の要件への適合性

県道上富田すさみ線（以下「本路線」という。）は、道路法第7条の規定に基づき和歌山県知事が県道に認定した路線であり、同法第15条の規定に基づき和歌山県が道路管理者となることなどから、起業者である和歌山県は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

## 3 法第20条第3号の要件への適合性

### (1) 得られる公共の利益

本路線は、和歌山県西牟婁郡上富田町大字朝来地内の一般国道311号及び県道上富田南部線との接続点を起点とし、すさみ町江住地内の一般国道42号との接続点を終点とする延長約51kmの主要幹線道路である。

本路線が存する和歌山県南部地域（以下「本地域」という。）は、漁業が盛んな地域であり、また、豊かな自然環境、温泉、海水浴場など観光資源に恵まれており、太平洋沿岸地域を結ぶ一般国道42号が本地域における産業や観光において重要な役割を担っているところ、京

阪神方面から本地域へ至る自動車交通の高速化及び定時性の確保並びに災害時の代替路の確保を主な目的として、国土交通大臣により高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（以下「近畿自動車道」という。）の整備が進められている。

本路線は、近畿自動車道の連結予定施設と位置づけられており、すさみ町内にすさみインターチェンジ（仮称）が設置されることにより一般国道42号とのアクセス道路の役割を担うことから、自動車交通量の増加が予測されている。

しかしながら、本件区間に対応する本路線（以下「現道」という。）は、最小車道幅員が2.2mであり、現道の98%の区間の車道幅員が5.5mに満たない狭小な道路であることに加え、曲線半径が30m未満の線形不良箇所が連続する見通しの悪い箇所が存在することなどにより車両同士の離合が困難となっており、自動車交通量が増加すれば、安全かつ円滑な通行に支障をきたすことが予測される。

本件事業の完成により、必要な幅員が確保された線形の良好な2車線道路が整備されることから、アクセス道路としての機能の確保が図られ、本地域における産業の振興及び経済の発展に寄与するものと認められる。

なお、本件事業が生活環境に及ぼす影響については、本件事業は環境影響評価法（平成9年法律第81号）等に基づく環境影響評価の実施対象外の事業であるが、起業者が任意で騒音、振動及び大気汚染に関して環境への影響について検討を行った結果、環境基準等を満たすものと予測されている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存すると認められる。

## (2) 失われる利益

起業者等が行った調査等によると、本件区間内の土地には、文化財保護法（昭和25年法律第214号）及び絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）により、起業者が保護のため特別の措置を講ずべき動植物及び文化財は見受けられない。

また、本件区間及びその周辺の土地において、動物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているサシバ及び準絶滅危惧として掲載されているハチクマの飛翔が確認され、植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリが確認されている。鳥類のサシバ及びハチクマについては、営巣が確認されておらず、生息に適した同様の環境が周辺に広く存在すること、植物のオオタニワタリについては、改変区域には存在せず、周辺に同様の生育環境が広く残存することから、本事業の施行による影響は軽微であると予測されている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

### (3) 事業計画の合理性

本件事業は、一般国道42号と近畿自動車道とのアクセス道路を整備し、安全かつ円滑な自動車交通を確保することを主な目的として、道路構造令（昭和45年政令第320号）による第3種第4級の規格に基づき、バイパス方式により2車線の道路を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本件事業の事業計画は、平成11年12月3日に都市計画決定され、平成23年11月22日に変更決定された都市計画とのり面の一部を除き、基本的内容は整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う町道付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切なものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画は、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるので、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

#### 4 法第20条第4号の要件への適合性

##### (1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本路線は、国土交通大臣により建設が進められている近畿自動車道の連結予定施設とされていることから、その供用時期に合わせて整備する必要がある。

また、和歌山県町村会から、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いと認められる。

##### (2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、全て本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

#### 5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件を全て充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県西牟婁郡すさみ町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県西牟婁郡すさみ町江住字石行、字丸嶋及び字カンジャ地内